

# 台風等異常気象時における対応

## 1 暴風警報が発表された場合

(1) 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から尾張東部のいずれかに暴風警報が発表されている場合（気象台の定める尾張東部とは、春日井市、小牧市、名古屋市、瀬戸市、犬山市、尾張旭市、長久手市、日進市、豊明市、東郷町をいう）

ア 始業時刻2時間前（午前6時30分）までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。

イ 始業時刻2時間前（午前6時30分）以降、午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。

ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

上記ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。

(2) 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から尾張東部のいずれかに暴風警報が発表された場合（気象台の定める尾張東部とは、春日井市、小牧市、名古屋市、瀬戸市、犬山市、尾張旭市、長久手市、日進市、豊明市、東郷町をいう）

ア 気象・交通機関及び通学路の状況等から生徒を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止し速やかに下校させる。

イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒の安全を校内において確保する。

## 2 特別警報が発表された場合

(1) 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から尾張東部のいずれかに特別警報が発表されている場合（気象台の定める尾張東部とは、春日井市、小牧市、名古屋市、瀬戸市、犬山市、尾張旭市、長久手市、日進市、豊明市、東郷町をいう）

ア 登校させない

イ 特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない。

(2) 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から尾張東部のいずれかに特別警報が発表された場合（気象台の定める尾張東部とは、春日井市、小牧市、名古屋市、瀬戸市、犬山市、尾張旭市、長久手市、日進市、豊明市、東郷町をいう）

ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。

イ 生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。